

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品 又 件 名 は 名	プロジェクションマッピングの製作及び投影	西警司LPS-X00054	
		承認	令和5年5月22日
		作成	令和5年5月22日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	西部航空警戒管制団司令部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊春日基地におけるプロジェクションマッピングの製作及び投影役務について適用する。

1.2 履行場所

航空自衛隊春日基地（付図のとおり）

1.3 履行期限等

調達要領指定書のとおり。

1.4 用語の定義

a) プロジェクションマッピング（以下「PM」という。）

映像やコンピューターグラフィック（以下「CG」という。）等をスクリーンに投影するのではなく、建物や家具、または凹凸のある面にプロジェクターなどで投影する。その際、映像等の素材にはスクリーン等になる対象物と同じ立体情報や表面情報を持たせ、投影の際に正確に重なり合うよう制作することにより投影した映像の変化で、対象物が動いたり、変形したり、または自ら光を放つように錯覚させる映像表現をいう。

b) PM用器材

PMを行うために必要な器材一式（スピーカーも含む。）

c) PM用映像

映像やCGをPM用に加工したもの

2 役務に関する要求

2.1 PM用映像の制作及び仕様

調達要領指定書のとおり。

件名	プロジェクションマッピングの製作及び投影
----	----------------------

2.2 PM用映像の投影

調達要領指定書のとおり。

2.3 PM用機材の搬入、設置

調達要領指定書のとおり。

3 提出書類等

- a) 応札希望方は、公告期間中に官側が示す応札資料作成要領に基づき、提案書、提案書記述箇所対応表、会社概要を提出するものとする。
- b) 契約相手方は、契約締結後、速やかに本業務に係る計画書（様式任意）を西部航空警戒管制団司令部監理部に提出し、承認を受けるものとする。
- c) 契約相手側は完成したPM用映像を、1週間前（基準）までに官側に提出し、必要があれば修正を行うものとする。

4 その他必要な事項

4.1 安全管理

- a) 契約相手方は、現場代理人及び現場作業員に対し春日基地入門者取扱規則、春日基地車両運行等規則、その他関連法令法規類及び安全に関する教育を実施し、常に役務の安全に留意し事故の防止に努めるものとする。
- b) 作業場への現場作業員の出入りの管理、風紀衛生の取り締まり及び火災、盗難、その他の事故防止については現場代理人を通じ契約相手方の責任において管理するものとする。
- c) 作業場及びその周辺にある既設構造物及び物品に損傷を及ぼさないよう、養生をはじめとする十分な防護措置を施すものとする。

4.2 立入り

航空自衛隊春日基地内の立入りは搬入場所及びその移動間の最短経路とし、役務の履行に不要な場所への立入りは認めない。ただし緊急その他やむを得ない事態に際しては監督官もしくは基地警衛隊隊員へ指示を仰ぎ、その監督のもとにおいて立入り場所及び経路を変更することができるものとする。

4.3 情報の保全

契約相手方は、本契約の履行にあたり知り得た航空自衛隊に関する知識を漏洩又は他に転用してはならない。

4.4 官側における支援

契約の相手方は、現地作業において支援を必要とする場合には、事前に調整のうえ、次の事項について無償で支援を受けることができる。

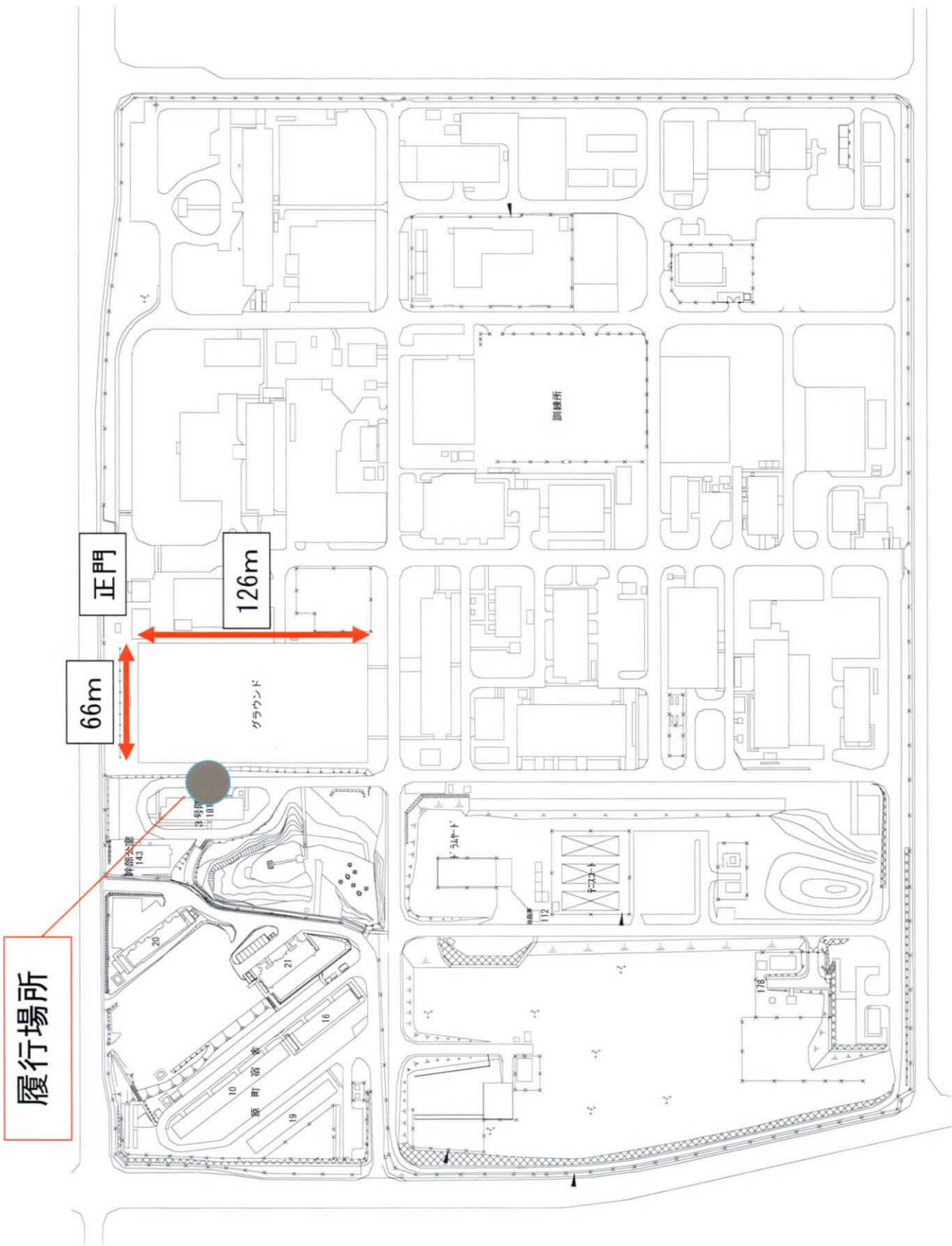
- a) 設置場所への立入りに関する事項
- b) 搬入機材等の保管に関する事項、ただし、破損、紛失等発生した場合は保証しない。

件 名	プロジェクションマッピングの製作及び投影
-----	----------------------

4.4.1 特記事項

- a) 契約相手方は、請負金額の増減又は工期の延長を必要としない軽微な変更については、契約担当官等の承諾を得たうえでこれを実施することができる。
- b) 天候不良等により行事が実施できない時は、投影日の14時までに官側から通知するものとする。
- c) 女性活躍推進法に基づく認定など提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに 契約担当官へ届け出るものとする。
- d) この契約において、契約相手方が取得した著作権（著作権法第21条から28条に規定する権利を含む。）は、全て西部航空警戒管制団司令部監理部に帰属するものとする。

春日基地北地区



調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令和 年 月 日
	作 成 部 課	西部航空警戒管制団司令部監理部
	作 成 年 月 日	令和5年5月22日
件 名	プロジェクションマッピングの製作及び投影	
仕 様 書 番 号	西警司LPS-X00054	
<p>1 履行期限等</p> <p>履行期間</p> <p>契約締結日～令和6年7月31日（水）</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.1 PM用映像の製作及び仕様</p> <p>a) PM用映像の長さは6分（±1分）とする。</p> <p>b) 屋外、建物の壁に立体的に投影するものとする。（プロジェクションマッピング自体が立体物に投影する手法）</p> <p>c) 解像度は1920ピクセル×1080ピクセル以上、合計輝度は4000ルーメン以上とする。</p> <p>d) PM用映像の内容は、航空自衛隊春日基地の広報に資するものとする。</p> <p>e) 契約相手方から要望があった場合、提供可能な素材については、官側から提供するものとする。</p> <p>f) 構成や演出（BGM含む）については、契約締結後1週間以内に監督官と協議を行い、決定するものとする。</p> <p>2.2 PM用映像の投影</p> <p>a) 投影日は令和6年度春日基地夏祭り開催日の日没後とする。</p> <p>b) 投影範囲は、別図で示した範囲とする。</p> <p>c) 投影日までにリハーサルを行い、監督官の確認を受けるものとする。</p> <p>2.3 PM用機材の搬入、設置</p> <p>a) PM用機材の準備及び航空自衛隊春日基地への搬入は契約相手側が実施するものとする。</p> <p>b) PMの放送作業に係る技術者の配置及びPM用機材の設置は契約相手方が実施するものとする。</p> <p>c) PM用機材に必要な電源は契約相手側が準備するものとする。</p> <p>d) PM用機材設置に必要な足場は契約相手側が準備するものとする。</p> <p>e) 前日までにPM用機材の設置を完了する。</p> <p>f) PMで使用した機材の撤去及び搬出は契約相手側が、令和6年度夏祭り開催日翌日の0815～1700の間で実施するものとする。</p> <p>g) 搬入、搬出のルートについては監督官の指示を受けるものとする。</p>		

別図

